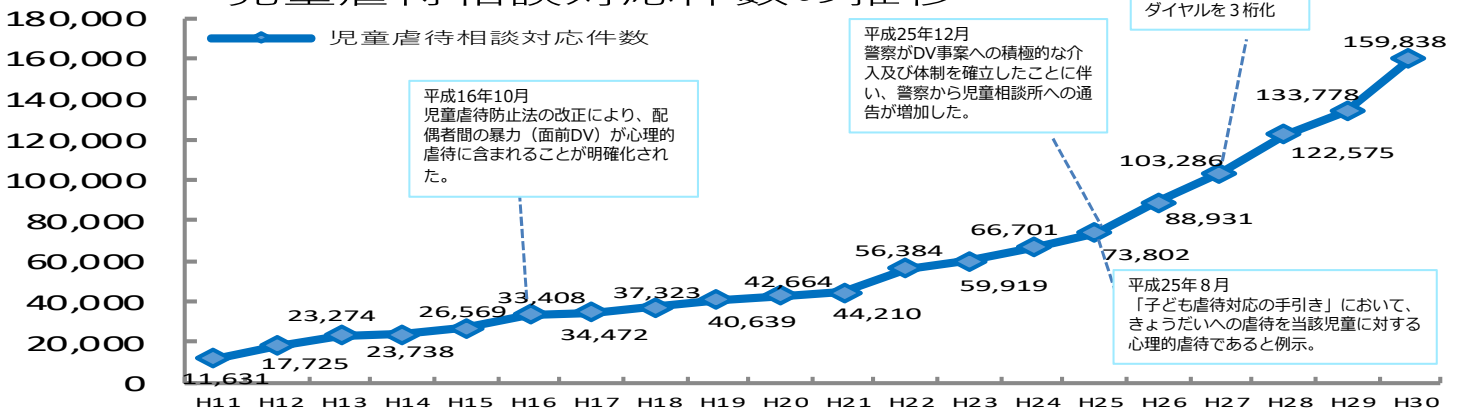


一時保護の手続等に関する 基礎資料集

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、159,838件。平成11年度に比べて約14倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成30年度	40,238 (25.2%) (+7,015)	29,479 (18.4%) (+2,658)	1,730 (1.1%) (+193)	88,391 (55.3%) (+16,194)	159,838 (100.0%) (+26,060)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,314 (2%) (+143)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,477 (2%) (+431)	79,138 (50%) (+13,083)	11,449 (7%) (+2,168)	18,100 (11%) (+2,850)	159,838 (100%) (+26,060)

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（世田谷区・荒川区・江戸川区・横須賀市・金沢市・明石市）
- 全国220か所（令和2年7月1日現在）

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
*市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等） 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
- 全国の職員数：15,457人（令和2年4月1日現在）
（内訳） ・児童福祉司 4,553人（うち児童福祉司スーパーバイザー 829人）
・児童心理司 1,800人 ・医師 706人 ・保健師 180人 等

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・く犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

3

児童福祉司の概要

※下線部はR1改正法により追加されたもの

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師 ○社会福祉士 ○精神保健福祉士 ○公認心理師
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

5 人数等

○ 全国の児童相談所に 4,553名（令和2年4月1日現在、任用予定含む）配置されている。

○ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口3万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。（令和4年度までの間は経過措置を設ける。）

4

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※下線は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）による改正

1 スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司
(児童福祉法第13条第5項)

2 スーパーバイザーの主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 スーパーバイザーの要件

- ・児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。(児童福祉法第13条第6項)
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。(令和4年4月1日施行)

4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。(児童福祉法第13条第9項)
※「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5 人数等

- 全国の児童相談所に829名(令和2年4月1日現在)配置されている。
- 指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。
(児童福祉法第13条第7項)
- ※ 政令で定める基準:指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)の数は、児童福祉司(スーパーバイザー以外)5人につき1人以上であること【参酌基準】(児童福祉法施行令第3条第2項)

5

児童心理司の概要

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員(児童心理司)が含まなければならない。(児童福祉法第12条の3)

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

- (2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童福祉法第12条の3）

○医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者※

※これに準ずる資格を有する者には以下の者が含まれる

- ・公認心理師
- ・学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ・学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ・外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

4 人数

全国の児童相談所に 1,800名(令和2年4月1日現在)配置されている。

6

令和2年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所数	常勤職員 ※ （配置割合（÷児童相談所数））		非常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		弁護士事務所との契約等箇所数 （配置割合（÷児童相談所数））
	箇所数	人数	箇所数	人数	
219 箇所	13 箇所 (5.9%)	16人	110 箇所 (50.2%)	157人	96 箇所 (43.8%)

（※） 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県（1箇所、1人）、福岡県（1箇所、1人）、横浜市（1箇所、1人）、川崎市（1箇所、1人）、新潟市（1箇所、2人（本庁と兼任））、名古屋市（3箇所、3人）、大阪市（1箇所、1人）、神戸市（1箇所、1人）、福岡市（1箇所、1人）、江戸川区（1箇所1人）、明石市（1箇所、3人）

<参考>これまでの配置状況

調査時点	児童相談所数	常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		非常勤職員 （配置割合（÷児童相談所数））		弁護士事務所との契約等箇所数 （配置割合（÷児童相談所数））
		箇所数	人数	箇所数	人数	
平成31年4月1日	215 箇所	11 箇所 (5.1%)	14人	94 箇所 (43.7%)	156人	110 箇所 (51.2%)
平成30年4月1日	211 箇所※	7 箇所 (3.3%)	9人	85 箇所 (40.3%)	136人	119 箇所 (56.4%)
平成29年4月1日	210 箇所	6 箇所 (2.9%)	6人	82 箇所 (39.0%)	105人	122 箇所 (58.1%)
平成28年4月1日	209 箇所	4 箇所 (1.9%)	4人	31 箇所 (14.8%)	47人	174 箇所 (83.3%)

（※） 名古屋市が5月に児童相談所を1箇所増設したため、5月より211箇所

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置き、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に144か所（令和2年7月1日現在）設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
 令和2年度予算額：児童入所施設措置費等135,479,977千円の内数〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

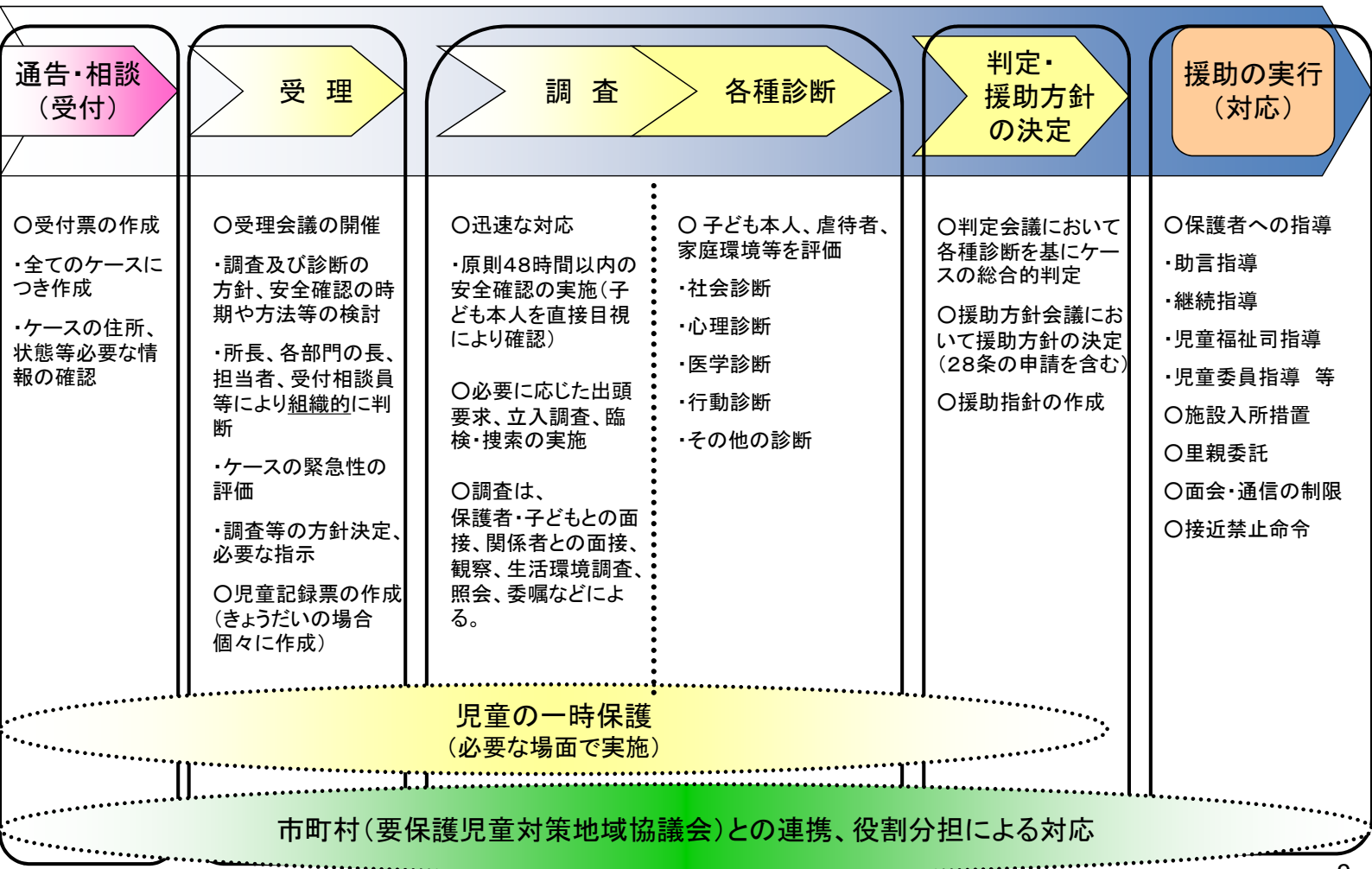
短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

5 対応件数（一時保護所内保護件数）

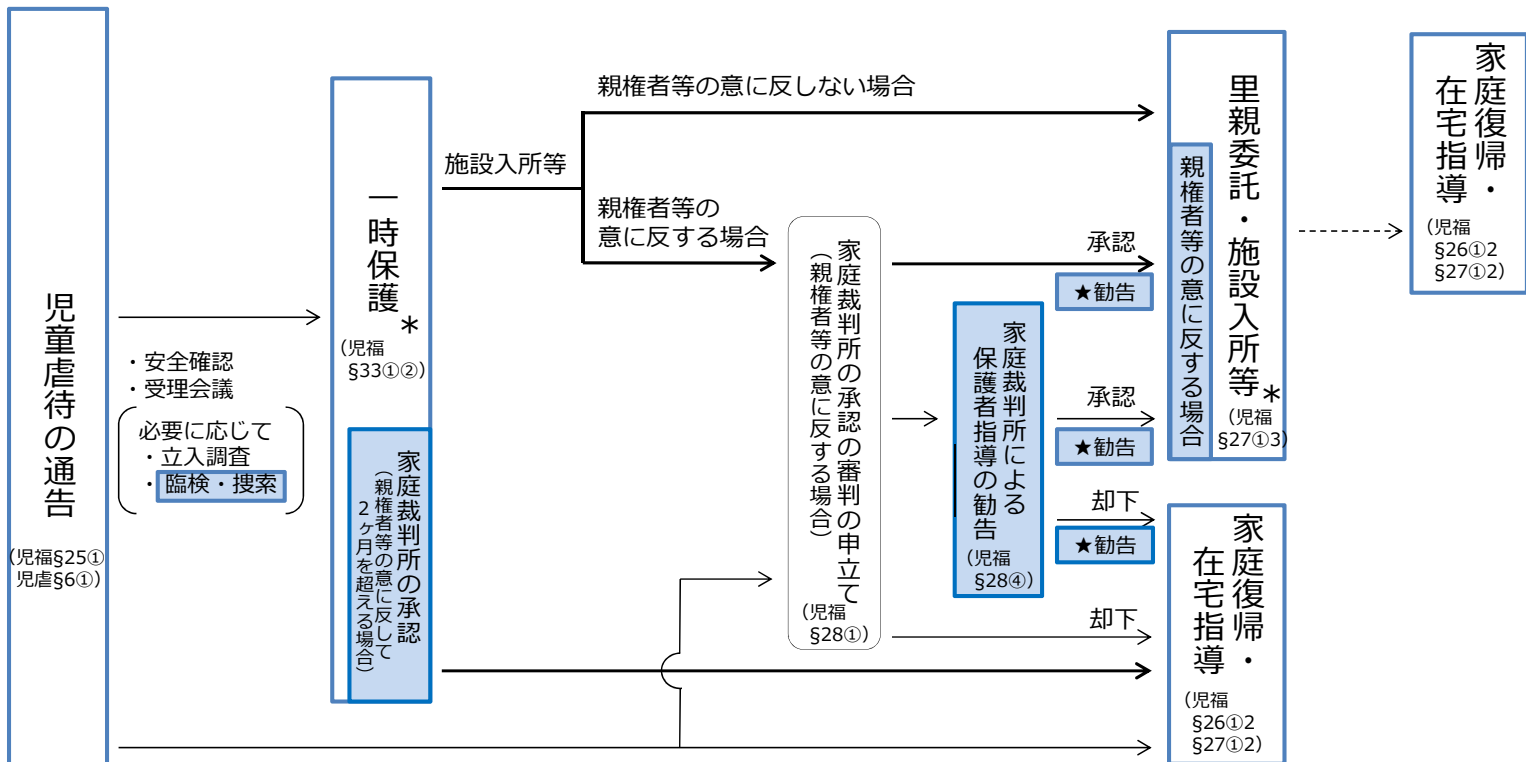
（平成30年度件数）※出典：福祉行政報告例

総数	養護 （うち、虐待）	障害	非行	育成	その他
25,764	20,324 (14,468)	86	3,283	1,917	154

児童相談所での児童虐待ケースへの対応の手順



児童虐待対応の基本的な流れ (イメージ)



* 一時保護又は里親委託・施設入所等の措置が採られている場合、必要に応じて
 ・面会・通信制限 (児虐§12①)
 ・接近禁止命令 (児虐§12の4①) を実施

□ : 裁判所が関与
 ★ : 勧告は必要に応じて実施 (任意)

出頭要求、立入調査、臨検・搜索等の件数の推移

平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、出頭要求、再出頭要求、及び臨検・搜索が創設された。制度施行以降の実施状況の推移は以下のとおり。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
出頭要求	44	29	66	31	37	41	35	32	51	56	65	487
立入調査	148	148	202	91	86	84	114	85	119	75	68	1,220
再出頭要求	2	4	7	2	5	1	10	4	8	3	6	52
臨検・搜索	1	4	2	1	1	0	1	1	1	5	6	23

【出典：福祉行政報告例】

11

面会・通信制限及び接近禁止命令の件数の推移

平成19年の児童虐待防止法改正により以下のとおり改正（平成20年4月施行）

- ◆児童相談所等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
⇒ 強制的な施設入所等の措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所等の措置の場合も制限可能に。
- ◆都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設
⇒ 強制的な施設入所等の措置が採られ、かつ、面会及び通信の両方が制限されている場合で特に必要があるとき、都道府県知事による保護者に対する、児童へのつきまといや児童の所在する場所付近でのはいかきについての禁止命令を創設。

施行後の実施状況について以下のとおり。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	計
面会制限	27	27	37	38	18	30	4	7	8	70	14	280
通信制限	15	23	20	25	12	16	4	6	9	57	7	194
面会+通信制限	74	28	61	43	76	45	57	27	31	84	36	562
接近禁止命令	0	0	1	2	1	1	1	1	1	0	0	8

【出典：福祉行政報告例】

12

I ガイドラインの目的

- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。
- しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。
- 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）においても、一時保護の見直しの必要性が提示された。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

児童福祉法に基づく一時保護の目的（子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため）及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載。

2 一時保護の在り方

- 一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。
- 一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得よう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。
- 一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

13

① 緊急保護

虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。

② アセスメント保護

子どもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行う。アセスメントは、子どもの状況等に適した環境で行う。

3 子どもの権利擁護

- 一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関すること、外出・通信・面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載。

4 一時保護の環境及び体制整備等

- 必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子どもに状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。

5 一時保護の手続

- 一時保護の開始、継続（※）、解除の手続及び留意事項等について記載。

※ 平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）による家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の中立てを含む。

III 一時保護所の運営

一時保護所の環境、入所手続、子どもの観察、保護中の子どもの生活環境（生活、食事、健康管理、教育・学習支援等）等について記載。

IV 委託一時保護

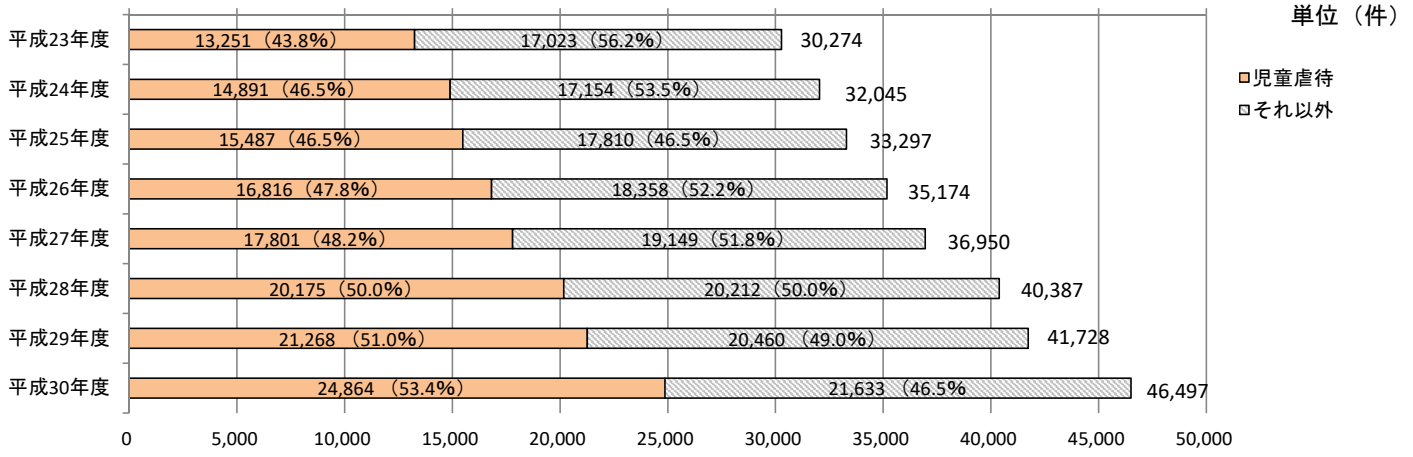
委託一時保護の考え方、手続等について記載。

V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

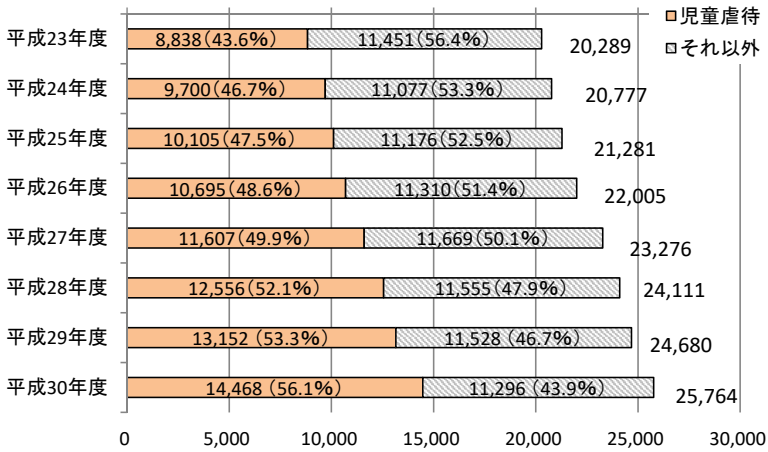
一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう、初期から解除時までの一時保護における各段階における対応、性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関する事項、留意事項等について記載。

14

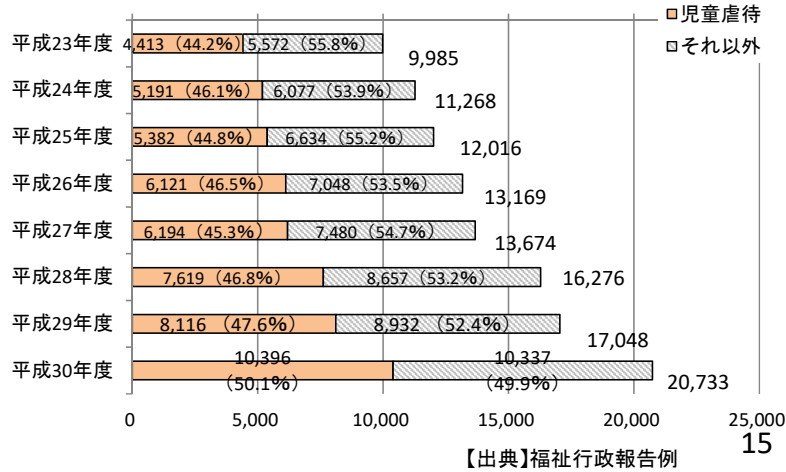
一時保護の状況



一時保護所への一時保護

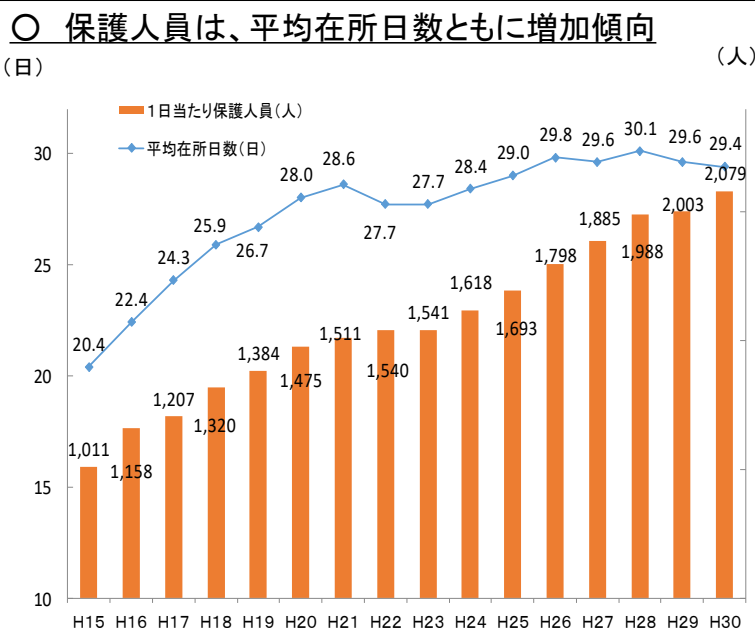


児童福祉施設等への一時保護委託



一時保護所の現状について

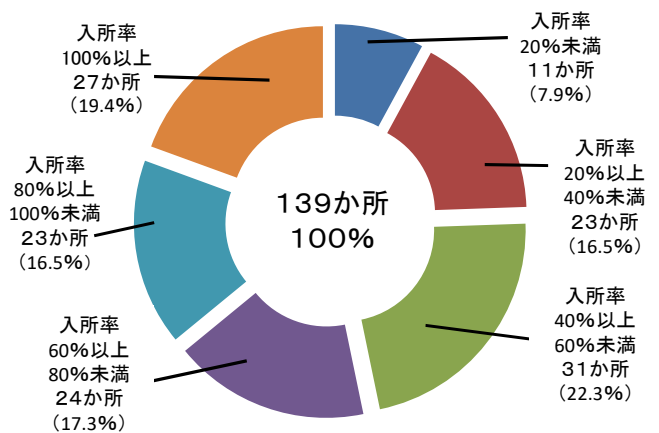
1日当たり保護人員及び平均在所日数



【出典】福祉行政報告例

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々

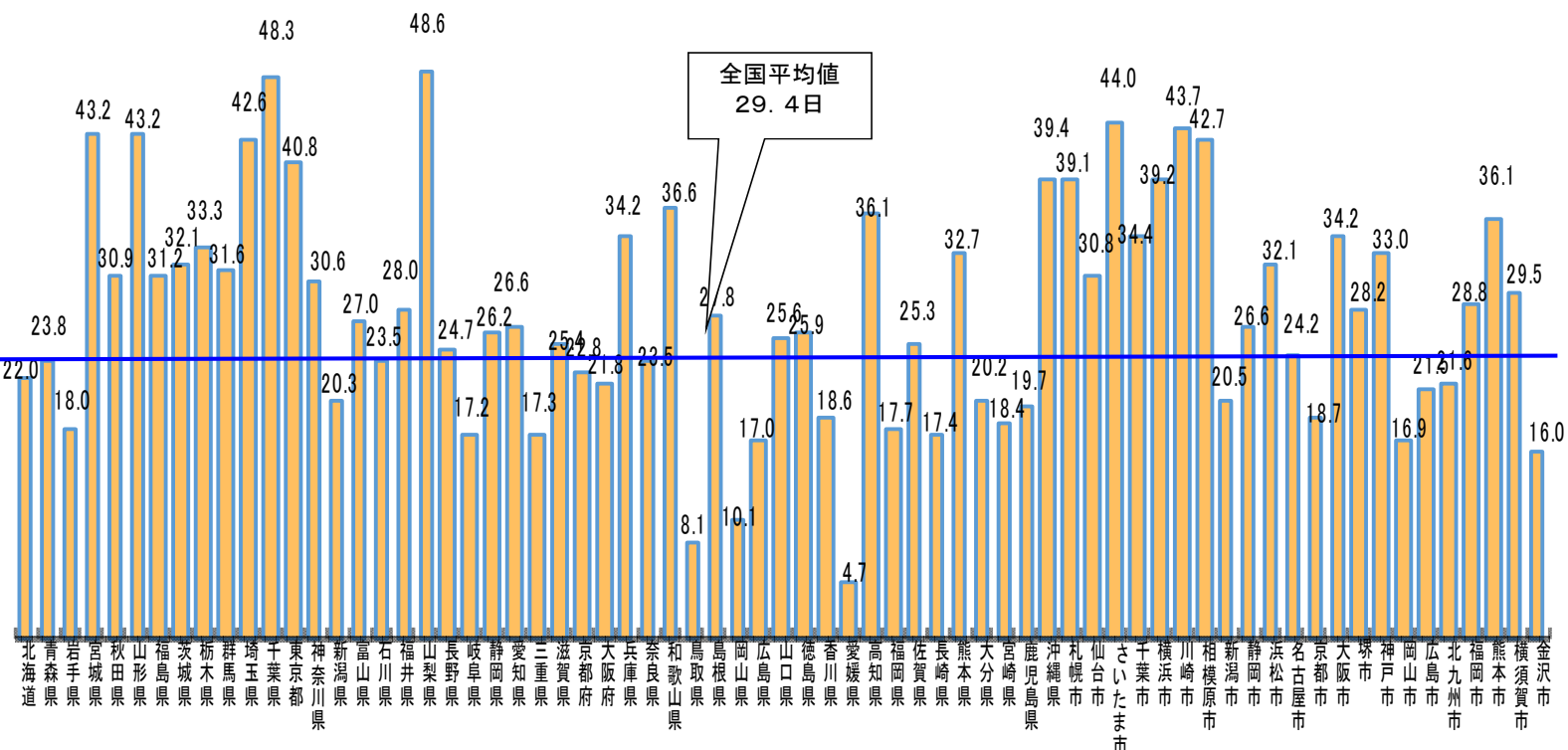


※H31.1～R1.12の間の一時保護所(139カ所)の平均入所率

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 29.4日 (前年度平均値 : 29.6日)
 (参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】福祉行政報告例[平成30年度]

平成30年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 159,838件※1

一時保護 24,864件※2

施設入所等 4,641件※3、4

内訳

内訳															
児童養護施設 2,441件				乳児院 736件				里親委託等 651件				その他施設 813件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度		
2,651件	2,396件			773件	800件			568件	593件			853件	790件		

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数(延べ件数)
 ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、平成30年度中に一時保護を解除した件数(延べ件数)
 ※3 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数(延べ件数)
 ※4 平成30年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,365件

児童福祉法第28条に規定する家庭裁判所から都道府県への保護者指導勧告の件数

(件)

	平成29年		平成30年(※)						令和元年					
	認容 件数	うち28条 6項に基 づく勧告 (承認の 審判時 の勧告)	既済 件数	うち28条 4項に基 づく勧告 (審判前 の勧告)	認容 件数	うち28条 6項に基 づく勧告 (承認の 審判時 の勧告)	却下 件数	うち28条 7項に基 づく勧告 (却下の 審判時 の勧告)	既済 件数	うち28条 4項に基 づく勧告 (審判前 の勧告)	認容 件数	うち28条 6項に基 づく勧告 (承認の 審判時 の勧告)	却下 件数	うち28条 7項に基 づく勧告 (却下の 審判時 の勧告)
児童福祉法第28条1項事件	207	30	347 (246)	(1)	266	26	7 (2)	(0)	434	12	338	23	23	7
児童福祉法第28条2項事件	145	6	156 (126)	(1)	139	11	2 (0)	(0)	112	0	100	6	1	0

【出典: 司法統計・最高裁判所事務総局家庭局による実情調査】

- それぞれ各年の1月1日から12月31日の件数を計上。
- 28条1項事件とは児童福祉法第28条第1項の規定による都道府県の措置についての承認の審判事件、28条2項事件とは児童福祉法第28条第2項ただし書きの規定による都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件をいう。
- (※) 児童福祉法第28条第4項及び同条第7項に基づく保護者指導勧告は、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)の施行日(平成30年4月2日)から平成30年12月31日までの件数。括弧内は、4月2日から12月31日までの件数。

19

児童福祉法第28条第1項、第2項及び第33条第5項の規定による家庭裁判所の審判の件数及び結果の内訳

(件)

		既済総数	認容	却下	取り下げ	その他
平成29年	28条1項事件	277	207	16	52	2
	28条2項事件	148	145	0	3	0
平成30年	28条1項事件	347	266	7	72	2
	28条2項事件	156	139	2	15	0
	33条5項事件(※)	328	276	11	41	0
令和元年	28条1項事件	434	338	23	67	6
	28条2項事件	112	100	1	10	1
	33条5項事件	524	427	5	90	2

【出典: 司法統計】

- それぞれ各年の1月1日から12月31日までの件数を計上。
- 終局区分の「その他」は、移送、当然終了等である。
- 28条1項事件とは児童福祉法第28条第1項の規定による都道府県の措置についての承認の審判事件、28条2項事件とは児童福祉法第28条第2項ただし書きの規定による都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件、33条5項事件とは、児童福祉法第33条5項の規定による児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件をいう。
- (※) 33条5項事件は、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)の施行日(平成30年4月2日)から平成30年12月31日までの件数

20

保護者への指導・支援について

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じた児童虐待の発生予防・早期発見、
被虐待児童にかかる親子関係再構築支援

市町村

虐待の未然防止や早期発見のため、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等による支援を行う。

<主な財政支援策（国庫補助事業）>

- ◆産婦健康診査事業
出産後間もない時期の産婦に対して、健康診査を行い、検査の結果を踏まえ、必要に応じて産後ケア事業の実施や、訪問指導等を行う。
(684市区町村で実施（令和元年度）)
- ◆産後ケア事業
退院直後の母子に対して、育児に関する指導や育児サポート等を行う。
(941市区町村で実施（令和元年度）)
- ◆子育て世代包括支援センター
妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導等を行う。
(1,288市区町村、2,052箇所（令和2年4月1日時点）)
- ◆乳児家庭全戸訪問事業
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みに関する相談、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言等を行う。
(1,710市区町村、883,578世帯（平成29年度）)
- ◆地域子育て支援拠点事業
子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。
(一般型 : 6,674箇所（令和元年度）
連携型 : 904箇所（令和元年度）)
- ◆養育支援訪問事業
養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。
(1,370市区町村、280,824件（平成29年度）)

児童相談所

◆児童福祉司指導等による保護者への指導・支援の着実な実施

児童相談所における対応件数（重複回答あり） 【平成30年度福祉行政報告例】

	面接指導	児童福祉司指導	施設入所・里親等委託等	その他
児童虐待相談	143,957	3,436	4,641	10,044

- 具体的な実施方法（例）
 - ・児童相談所への来所によるカウンセリング
 - ・家庭訪問による指導
 - ・学校や保育園などの在籍機関への訪問による子どものカウンセリング
 - ・保護者の課題の解消や養育能力の維持・向上のための働きかけ
 - ・関係機関との連携による当該家庭の情報共有及び同行訪問や面接への同席等
 - ・施設入所中の親子に対して家庭復帰に向けた指導
 - ・保護者支援プログラムを活用した保護者への支援
 - 保護者支援プログラムの普及
 - ・児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブックを作成（平成25年度）
 - ・児童相談所においてプログラムを用いた保護者支援を効果的に行うために有用な情報等について調査研究を実施（平成29年度）
 - 民間団体等も活用した家族再統合事業や保護者支援プログラムの実施
(69自治体中12自治体（平成31年4月1日現在）)
- ◆保護者指導の実施に係る財政面における支援策
児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、親子関係再構築への取組を進める。
(69自治体中60自治体で実施（平成30年度）)

○児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抄）

【第8条の2】（出頭要求）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

【第9条】（立入調査）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

【第9条の2】（再出頭要求）

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。（後略）

【第9条の3】（臨検、捜索）

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。（後略）

【第11条】（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けよう勧告することができる。（後略）

【第12条】（面会等の制限等）

児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

【第12条の4】（接近禁止命令）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。
2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。（後略）

【第13条の4】（資料又は情報の提供）

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県庁の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県庁の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

【第10条】(市町村の業務)

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。(中略)

- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。(後略)

【第11条】(面接指導(助言指導、継続指導等))

都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。(中略)

- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
- ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。(後略)

【第27条】(訓戒・誓約、児童福祉司指導、入所措置等)

都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること
- ニ 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。(後略)

【第28条】(入所等措置、保護者指導助言)

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三條第二項及び第九項において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。(中略)
- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認(以下「措置に関する承認」という。)の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行った場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

【第33条】(一時保護)

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。(中略)

- ③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三條の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三條の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は同項の規定により引き続き一時保護を行った後二月を経過した後、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。(後略)

23

<参照条文>

○家事事件手続法(平成23年法律第52号)

(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)をすることができる能力(以下この項において「手続行為能力」という。)、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授權については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。2~3 (略)

(裁判長による手続代理人の選任等)

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第百十八条(この法律の他の規定において準用する場合を含む。)又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(手続の非公開)

第三十三条 家事事件の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(審判事項)

第三十九条 家庭裁判所は、この編に定めるところにより、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項について、審判をする。

(当事者参加)

第四十一条 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

2~4 (略)

(利害関係参加)

第四十二条 審判を受ける者となるべき者は、家事審判の手続に参加することができる。

2 審判を受ける者となるべき者以外の者であつて、審判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手続に参加することができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、審判を受ける者となるべき者及び前項に規定する者を、家事審判の手続に参加させることができる。

4 (略)

5 家庭裁判所は、第一項又は第二項の規定により家事審判の手続に参加しようとする者が未成年者である場合において、その者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者が当該家事審判の手続に参加することがその者の利益を害すると認めるときは、第一項の規定による参加の申出又は第二項の規定による参加の許可の申立てを却下しなければならない。

6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判(前項の規定により第一項の規定による参加の申出を却下する裁判を含む。)に対しては、即時抗告をすることができる。

7 第一項から第三項までの規定により家事審判の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」という。)は、当事者がすることができる手続行為(家事審判の申立ての取下げ及び変更並びに裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の取下げを除く。)をすることができる。ただし、裁判に対する不服申立て及び裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、利害関係参加人が不服申立て又は異議の申立てに関するこの法律の他の規定によりすることができる場合に限る。

(記録の閲覧等)

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付(第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。)を請求することができる。

2 (略)

3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の關係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

5 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6~10 (略)

24

(申立ての方式等)
 第四十九条 家事審判の申立ては、申立書（以下「家事審判の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならない。
 2 家事審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 当事者及び法定代理人
 二 申立ての趣旨及び理由
 3～6 (略)

(事件の関係人の呼出し)
 第五十一条 家庭裁判所は、家事審判の手続の期日に事件の関係人を呼び出すことができる。
 2 呼出しを受けた事件の関係人は、家事審判の手続の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。
 3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。

(事実の調査及び証拠調べ等)
 第五十六条 家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。
 2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)
 第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。
 2 (略)
 3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。
 4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

(裁判所技官による診断等)
 第六十条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。
 2 (略)

(事実の調査の囑託等)
 第六十一条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を囑託することができる。
 2～4 (略)

(調査の囑託等)
 第六十二条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

(事実の調査の通知)
 第六十三条 家庭裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

第六十五条 家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である子（未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。）がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

(審判)
 第七十三条 家庭裁判所は、家事審判事件が裁判をするのに熟したときは、審判をする。
 2 家庭裁判所は、家事審判事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について審判をすることができる。手続の併合を命じた数個の家事審判事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。

(審判の告知及び効力の発生等)
 第七十四条 審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。
 2 審判（申立てを却下する審判を除く。）は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者（審判を受ける者が複数あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない。
 3 申立てを却下する審判は、申立人に告知することによってその効力を生ずる。
 4 審判は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。
 5 審判の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

(即時抗告をすることができる審判)
 第八十五条 審判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。
 2 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。

(即時抗告期間)
 第八十六条 審判に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、二週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。
 2 即時抗告の期間は、特別の定めがある場合を除き、即時抗告をする者が、審判の告知を受ける者である場合にあってはその者が審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあっては申立人が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から、それぞれ進行する。

(手続行為能力)
 第一百八条 次に掲げる審判事件（第一号、第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。
 一～十 (略)

第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件

(管轄)
 第二百三十四条 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。）、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件（同表の百二十八の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（同表の百二十八の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）は、児童の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)
 第二百三十五条 第一百八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者、児童の未成年後見人及び児童について準用する。

(陳述及び意見の聴取)
 第二百三十六条 家庭裁判所は、都道府県の措置についての承認、都道府県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てについての審判をする場合には、申立てが不合法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなることを除き、前条に規定する者（児童にあっては、十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならない。

(審判の告知)
 第二百三十七条 都道府県の措置についての承認、都道府県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

(即時抗告)
 第二百三十八条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。
 一 都道府県の措置についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人
 二 都道府県の措置についての承認の申立てを却下する審判 申立人
 三 都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人
 四 都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てを却下する審判 申立人
 五 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人
 六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立人

別表第一 (抄)

項	事項	根拠となる法律の規定
児童福祉法		
百二十七	都道府県の措置についての承認	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十八条第一項第一号及び第二号ただし書
百二十八	都道府県の措置の期間の更新についての承認	児童福祉法第二十八条第二項ただし書
百二十八の二	児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認	児童福祉法第三十三条第五項